ている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第一二六七号、第一三三三号、第一三九〇号、第一九八八号及び第一九八九号とすることとした。（第一条第一項関係）

㈡　法第三条第一項の名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号とすることとした。（第一条第二項関係）

2　国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し我が国と同等の水準の制度を有する国

法第四条第一項第二号ハの政令で定める国は、アメリカ合衆国、イタリア、英国、カナダ、ドイツ及びフランスとすることとした。（第二条関係）

3　金銭等に類する財産

法第九条第一号の政令で定める財産は、前払式支払手段（資金決済に関する法律第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。）、手形（金融商品取引法第二条第一項第一五号に掲げるものを除く。）、小切手（旅行小切手を含む。）、船舶（総トン数二〇トン以上の船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律第二条に規定する小型船舶に限る。6において同じ。）及び航空機（航空法第二条第一項に規定する航空機（飛行機及び回転翼航空機に限る。）をいう。6において同じ。）とすることとした。（第四条関係）

4　規制対象財産の基準となる額

法第九条第一号の政令で定める額は、一万五、〇〇〇円とすることとした。（第五条関係）

5　預貯金等債務

法第九条第四号の政令で定める金銭債務は、次に掲げる債務とすることとした。（第六条関係）

㈠　預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務

㈡　保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約等に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払に係る債務

㈢　金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務（当該債務の保証に係る債務を含む。）

6　携帯することができない財産

法第一七条第一項の政令で定める財産は、船舶及び航空機とすることとした。（第七条関係）

7　関係政令の改正

警察法施行令及び警察庁組織令に所要の改正を行うこととした。（附則第三項及び第四項関係）

8　その他

その他所要の規定を整備することとした。

9　施行期日

この政令は、法の施行の日（平成二七年一〇月五日）から施行することとした。

◇旧外地特別会計の昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出の決算上の剰余金の処理等に関する政令（政令第三五七号）（財務省）

1　政府出資特別会計法外二十一法令の廃止等に関する法律（昭和二一年法律第二一号）第一四条の規定に基づき、旧外地特別会計の廃止に関して、それらの決算を結了させるために必要な法令の特例、決算上の剰余の処理、旧外地特別会計の権利義務の一般会計への帰属、歳入歳出決定計算書の作成の特例等について規定することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年十月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条の二」に、「第十九条」を「第十九条の三」に、「第二十条」を「第十九条の四」に改める。

第一条中「法律は、」の下に「瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び」を加え、「保全等」を「保全、環境保全のための事業の促進等」に改める。

第二条第一項各号を次のように改める。

一　和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

二　愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線

三　山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司埼灯台に至る直線

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

（瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念）

第二条の二　瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならない。

2　瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進されるものとする。

3　瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によつてこれを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行われなければならない。

第三条第一項中「瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ」を「前条の基本理念にのつとり」に、「水質の保全、自然景観の保全」を「沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　政府は、瀬戸内海の環境の保全に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。